

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 更生保護施設による薬物依存に対する処遇の在り方：<br>条件付起訴猶予制度を活用した取組の提言                                                                                                                                                                   |
| Sub Title        | Treatment and support for drug abusers in offenders rehabilitation facilities                                                                                                                                     |
| Author           | 朴, 珠熙(Park, Ju Hee)                                                                                                                                                                                               |
| Publisher        | 慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会                                                                                                                                                                                       |
| Publication year | 2017                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.115, (2017. 12) ,p.245- 278                                                                                                |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            |                                                                                                                                                                                                                   |
| Genre            | Departmental Bulletin Paper                                                                                                                                                                                       |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0245">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0245</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 更生保護施設による薬物依存に対する処遇の在り方

## ——条件付起訴猶予制度を活用した取組の提言——

朴 珠 熙

- 一 問題の所在
- 二 更生保護施設等による薬物依存に対する処遇
  - (一) 概観
  - (二) 更生保護施設等による薬物依存に対する処遇の現状
    - 1 更生保護施設
    - 2 薬物処遇重点実施更生保護施設
    - 3 自立更生促進センター
- (三) 問題点
  - 1 処遇実施の優先順位における問題
  - 2 処遇期間の短さと処遇の任意性による限界
  - 3 フォローアップ支援の不在
- (四) 改善案
- 三 韓国における薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度
  - (一) 条件付起訴猶予制度の概観
  - (二) 薬物事犯に対する条件付起訴猶予
    - 1 薬物犯罪の実態と検察の対応
    - 2 薬物事犯に対する治療保護・教育履修条件付起訴猶予
    - 3 考察
  - 四 更生保護施設による薬物依存処遇条件付起訴猶予制度の提案

## 一 問題の所在

薬物の再犯問題は、周知の通り深刻な状況に置かれている。覚せい剤取締法違反で検挙された人員のうち前歴・前科のある者の割合は、平成一九年から増加し続け平成二七年には六四・八%を占めている。さらに、覚せい剤取締法違反によって矯正施設に入る人員のうち、入所の経験のある者は、平成一四年頃すでに六割を占めていたが、その後も上昇傾向が続き、平成二七年には全体の七三・七%に達している。<sup>(1)</sup> このような再犯状況に対し、政府及び関係機関による政策から、その原因を突き詰めることもできるであろうが、筆者は、それより、薬物事犯に対する刑事司法の処理慣行という、もっと根本的な問題に着眼すべきであると思われる。

現在、日本の刑事司法は、覚せい剤の自己使用について、原則として起訴し、初回の場合、執行猶予とする司法慣行を有している。<sup>(2)</sup> 実際、覚せい剤取締法違反として検挙された者の約八〇%に該当する人員が起訴され、その中の約三五%に及ぶ者が単純執行猶予に処せられており、薬物依存への対処が取られず、社会で放置されている。<sup>(3)</sup> 確かに、単純執行猶予に処せられた者は、罪責が重くなく薬物使用歴が浅いと判断されたが故に同処分に処せられ、薬物依存への対処がそれほど必要でないかもしれない。しかし、単純執行猶予者の中には、薬物への依存がかなり進んでいる者が含まれている可能性を否定できず、単純執行猶予者であるから薬物依存に対する処遇（以下、薬物依存処遇とする）が必要でないと断言することはできない。なお、完全治癒が不可能である依存症という疾患の特性からして、犯罪性、又は薬物依存が深刻でないと思われる者であるからこそ、再犯防止に向けた早期対応の重要性は大きい。<sup>(4)</sup> ただ、現在、単純執行猶予相当の者を再犯防止の目的の下、すべて保護観察付執行猶予にすることは、裁判の手続きによって処遇を行うまでの時間が長引く点、執行猶予より保護観察付執行猶予が重い量刑に該当する点等を勘案すれば、決

して望ましくない。そこで、単純執行猶予より前の段階である起訴猶予段階で処遇を実施する新たな取組を設けることが検討されるべきである。その意味で、条件付起訴猶予を通して、薬物事犯の起訴猶予者に対する治療及び処遇の取組を行っている韓国の例が参考になると思われる。韓国では、薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度を設け、起訴猶予者を一定期間病院に入院させ治療を受けさせる取組を実施している。最近は通院治療も認めており、薬物依存者に対する治療という社会内処遇を通じて、薬物事犯の再犯問題を解決しようと試みている。

一方、日本でも、薬物事犯の再犯問題に際し、社会内処遇を用いた対応として、更生保護施設が薬物依存処遇を行っている。更生保護施設による薬物依存者に対する処遇は、仮釈放者が中心ではあるものの、近年、入口支援の実施に伴って更生緊急保護の申し出をし、更生保護施設に入所する起訴猶予者の数が上昇しており、起訴猶予者に対する処遇としての意味も持ち合わせている。ただ、現在の取組では、薬物事犯の起訴猶予者の中でも、福祉的支援が必要だと認められた者といった、ごく一部の者だけが更生保護施設での処遇を受けられるという問題や、法的拘束力のない起訴猶予者に対する更生保護施設による処遇に内在する限界等があり、薬物依存の問題を抱える起訴猶予者に対する処遇として十分な効果は期待し難い。そこで、筆者は、条件付起訴猶予と更生保護施設での処遇を組み合わせる制度を提案することにより、薬物依存者である起訴猶予者に対する処遇の充実・強化を図ることとする。現在、更生保護施設で行う薬物依存者に対する処遇とその課題を概観した上、韓国における薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度を参考にし、更生保護施設による薬物依存者に対する処遇・支援の今後の在り方として、条件付起訴猶予制度と更生保護施設での処遇を組み合わせた制度を提案することにする。

## 二 更生保護施設等による薬物依存に対する処遇

### (一) 概観

更生保護施設は、犯罪者・非行少年等を收容し、宿泊場所や食事の供与、就労援助、社会適応のために必要な生活指導を行う等の継続保護事業を行う施設であり、法務大臣から認可を受けた民間団体である更生保護法人、社会福祉法人、NPO法人、社団法人が、更生保護施設の運営主体となる。衣食住を提供することにより基本的な生活条件を整える「基本的生活援助機能」、就労の援助、あるいは、病院又は社会福祉施設への橋渡しをして、円滑な社会復帰を図る「社会復帰援助機能」、社会適応プログラム、依存症からの回復支援プログラム、SST (Social Skill Training) 等といった対象者の抱えている問題を解決するための教育・訓練を行う「教育的機能」等が、更生保護施設の果たす役割として挙げられる<sup>(8)</sup>。

ところで、薬物依存処遇は、まさに、更生保護施設の教育的機能として、更生保護施設の果たす役割の一つである。特に、近年、刑の一部執行猶予制度の施行、出口支援・入口支援の実施に伴い、更生保護施設へ入所する薬物依存者数が増加傾向にあり、よって、更生保護施設は、薬物依存者に対する処遇の充実・強化への要請を新たな課題として捉えている。

それ故、一部の更生保護施設では、薬物依存者に対する処遇のため、独自の取組を構築し、実施している。また、法務省は、薬物処遇に特化した一部の施設を指定する取組を設けており、国立更生保護施設といえる自立更生促進センターをして薬物処遇のプログラムを啓発している。

以下では、これら更生保護施設による薬物依存処遇の取組の現状を、実施機関によって具体的に把握すると共に、

今後の課題点を見出すことにする。

## (二) 更生保護施設等による薬物依存に対する処遇の現状

### 1 更生保護施設

一部の更生保護施設では、薬物依存者を受け入れることによって必然的に、薬物依存処遇の重要性・必要性に気づき、施設独自の薬物依存者に対する処遇の取組を実施している。その例として、更生保護施設「静脩会荒川寮」と、更生保護法人「和衷会」による取組がある。

まず、更生保護施設静脩会荒川寮では、「女性の健康を考える会」を用いて、薬物依存者に対する処遇を行っている。「女性の健康を考える会」は、月一回、寮生の全員が参加するプログラムとして、平成一三年に始まって以来、現在まで続いている。「女性の健康を考える会」は、心理教育やSSTをベースとしており、精神科医師による「依存症に関する基礎知識・女性のライフサイクル」、精神保健師による「人間関係のスキルやストレスの解消法」、そして、保健師による「社会資源や関係機関の使い方」が、同会のプログラムの中核を為している<sup>⑩</sup>。

一方、更生保護法人和衷会では、薬物依存処遇として、「薬物学習会」と名付けたプログラムを実施している。「薬物学習会」は、NAMミーティングを活用したものとして、和衷会独自の集団処遇である。そして、①自分の依存の問題を気付かせる、②薬害の正しい知識を習得させ、依存を断ち切るための手立てを学ばせる、③退会後、他の関係機関・団体等に繋がせる等の取組を内容としている。なお、薬物学習会の参加対象は、特別遵守事項で薬物使用を禁じられている者、過去の生活で、薬物使用によって他者に迷惑をかけたり、生活が破綻したり、健康を害したことのある者に限定されている<sup>⑪</sup>。

## 2 薬物処遇重点実施更生保護施設

薬物処遇重点実施更生保護施設（以下、薬物処遇重点実施施設とする）とは、法務省からの指定を受け、薬物依存の問題を抱えている刑務所出所者等に対し、その特性に応じた処遇の取組を行う更生保護施設のことである。薬物処遇重点実施施設の指定は、刑の一部執行猶予制度の導入を契機として始められた。刑の一部執行猶予の施行により、規制薬物等に対する依存のある保護観察対象者が増加することが見込まれ、次第に、これらの者の受け皿として更生保護施設に、より充実した処遇の実施が求められることになった。それ故、一部の更生保護施設を指定し、薬物依存の問題に対する重点的処遇を実施する取組が実現された。<sup>(11)</sup>

初めて薬物処遇重点実施施設が指定された平成二五年度は、全国五か所のみが薬物処遇重点実施施設として指定を受けていた。しかし、平成二八年度現在、二五か所まで拡大されており、今後さらなる拡充が期待される。<sup>(12)</sup>

薬物処遇重点実施施設の最大の特徴は、心理の専門資格等を有する薬物専門職員を配置している点である。薬物専門職員は、①依存からの回復に向けた認知行動療法に基づくプログラムの実施、②自助グループミーティングへの参加の調整、③退所後の適切な住居・就労の確保に向けた支援、④医療・保険・福祉サービスの関係機関等との連絡調整等を実施する役割を果たす。<sup>(13)</sup>

平成二六年度に薬物処遇重点実施施設として指定を受けた東京都内に所在する更生保護法人「真哉会」の場合、薬物専門職員が、在所者の中、薬物依存の問題を抱えている者に対して、認知行動療法に基づく回復プログラムである S M A R P P - 16（物質使用障害治療プログラム）を週一、二回実施している。さらに、個々の対象者の状況に応じて、ダルクミーティング<sup>(14)</sup>や N A ミーティングといったグループミーティングに参加させる取組も行っている。対象者が必要な保健医療福祉サービス等を受けられるよう、その調整にも努めている。<sup>(15)</sup>

### 3 自立更生促進センター

自立更生促進センターは、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を対象とする国立の更生保護施設のことをいう。<sup>(16)</sup> 刑務所出所者等を一定期間収容し、住居支援・就労支援等を行い、これらの者の改善更生を助ける施設として、その目的と役割において「更生保護事業法」上の更生保護施設と共通している。ただ、一般の更生保護施設が民間の主体によって設置・運営されるのに対し、自立更生促進センターは、国の運営する施設として、保護観察所に併設されており、国家公務員である保護観察官が二四時間三六五日制で処遇プログラムを実施する点が異なる。平成一九年沼田町就業支援センター<sup>(17)</sup>が設置されたことを機に、現在は、茨城就業支援センター<sup>(18)</sup>と、福島自立更生促進センター<sup>(19)</sup>及び北九州自立更生促進センターの四センターが設置・運営されている。これらセンターの中でも、北九州自立更生促進センターが、薬物依存の問題を抱える者に対する処遇を重点的に実施しており、注目に値すると思われる。

北九州自立更生促進センターは、福岡県北九州市内に設置されており、自立更生促進センターにおける処遇によって自立及び改善更生が見込まれる仮釈放者並びに更生緊急保護対象者<sup>(20)</sup>である成人男性一四名<sup>(21)</sup>を、原則三か月間受容する施設である。<sup>(22)</sup> 平成二一年、同センターの開所当初は、在所者の就労支援に集中していたが、平成二四年度からは、薬物依存のある保護観察対象者への専門的処遇の実施にも力を入れている。

同センターでの薬物依存回復訓練は、北九州ダルクにおけるグループミーティング、北九州市精神保健福祉センターの実施する薬物再乱用防止プログラム、そして、必要に応じて保護観察官が集団で実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムの三つのことを内容としている。<sup>(23)</sup> その他、NA北九州自助グループのミーティングへの参加を促したり、薬物依存からの回復のための助言指導を行ったりする取組も行っている。

### (三) 問題点

以上の内容から、更生保護施設における薬物依存者に対する処遇の取組を確認することができた。刑務所出所者等と一括りでいっても、これらの者が抱える問題は様々であり、その色々な問題を抱えている者たちを、限られた時間、資源、労働力で支えることには限界があるにもかかわらず、さらに、薬物依存という問題へ注目し、それに特化した取組を設け、実施していることは、評価に値するであろう。ただ、同時に、これらの取組について幾つかの問題点を指摘することができ、今後、処遇の効果を高め、薬物の再犯問題に対するより有効な対応策として機能するためには、見直しが必要であることも否定できない。以下では、その問題点を三点に絞って述べることにする。

#### 1 処遇実施の優先順位における問題

刑務所出所者等が一人で住居地を探すことや就職することは、決して容易なことではない。その原因は、犯罪者に居場所や職場を提供することを躊躇する社会環境は勿論、債務がある等の経済的事情や定職に就いた経験のない等の犯罪者本人の生活環境等に求められる。

しかし、刑務所出所者等に、住居地と職場のある生活を持たせることは、彼らを再び社会の一員として再統合させ、再犯の危険から遠ざける第一歩に値する。それ故、刑務所出所者等に対する住居支援や就労支援は更生保護事業の中心となっており、且つ、更生保護施設を行う支援の中心になっている。

ところで、更生保護施設が住居支援や就労支援へ注力し、優先的にこれらの支援を行う方針を有することを否定するわけではないものの、刑務所出所者等のすべてに對しこれらの支援によって、ただ早く社会に戻らせるべきかという、必ずしも、そうでもないように思われる。というのも、刑務所出所者等の中では、一連の刑事手続きを経た後

にもかかわらず、依然として犯罪に至った要因が残されたままである者もあり、一定の取組を通じて、再犯の要因を取り除いた後、住居支援や就労支援といった福祉的支援を行い、社会に戻せる必要がある。特に、薬物事犯者の場合、薬物依存の問題から犯罪に至った者が多く、一定期間、薬物依存の問題に対する処遇を実施してから、社会内での自立した生活のための調整を行うべきである。更生保護施設が就労によって自立できる者を入所の対象者としているだけに、施設の果たす役割の中でも、就労支援にその比重が置かれていることは当然のことであるものの、薬物依存の問題を抱える者には、その問題性に応じた処遇を優先的に施す柔軟性を持つことを、今後の更生保護施設の在り方として期待したいところである。

一方、更生保護施設が薬物依存処遇を優先的に行う取組を備えるところで、必ず他の支援・処遇の実施より、薬物依存処遇の実施が優先順位に立つとは断言できない。処遇の対象者自ら、処遇の必要性と重要性を感じ、薬物依存処遇へ臨まないと、薬物依存処遇は成立しない。しかし、更生保護施設に入所した薬物事犯者の中には、薬物依存に関する正しい知識はおろか、薬物依存に関する処遇の必要にさえ気付いていない者もいる。さらに、更生保護施設から出て自由になりたいという強い思いから、新しい部屋を探すことや就職活動だけに専念しすぎて、薬物依存に関する処遇に消極的に参加したり、ひいては、処遇自体を拒否したりする者もいる。

実際、北九州自立更生促進センターでは、薬物依存に関する処遇と住居支援や就労支援との関係で問題が生じた事例を経験している。同センターは、三か月の入所期間において、前半の二か月は薬物依存からの回復訓練を集中的に実施し、その受講状況が良好である場合、後半の一か月を、住み込みの可能である協力雇用主の下で就労させるようにして、他の支援との関係において薬物依存処遇を優先的に実施する処遇方針を持っている。そうした中で、入所者の一人が、早く仕事をしたくて、敢えて回復訓練に非協力的な行動を繰り返し、結局、途中で回復訓練を打ち切られた事例があった。これによって、施設の基本的処遇方針が薬物依存への処遇を中心とするものであっても、必ず処遇

の実現に繋がるとはいいい切れない現状があることが確認できよう。<sup>(24)</sup> 処遇対象者に自己の薬物依存の問題性を理解させないまま回復訓練を実施したところで、その処遇の効果は保証できない。したがって、薬物依存に関する処遇が住居支援や就労支援に先立って行わなければならない、再犯（薬物再使用）から逃れることは難しいという趣旨を処遇対象者に十分理解してもらうことが肝心であろう。

## 2 処遇期間の短さと処遇の任意性による限界

更生保護施設に入所した者は、大体六か月未満で退所し、平均的に約七七日間施設内で生活する。<sup>(25)</sup> すなわち、三か月に満たない期間の間、入所者に対する処遇の実施が可能である。それでも、処遇期間としては短いと思われるが、この期間がすべて処遇に当てられるわけでもなく、実際はもっと、限られた時間だけが処遇のために使われている。

例えば、前節でも言及した更生保護法人和衷会での薬物学習会は、原則毎月一回一時間のプログラムで実施されている。そして、更生保護施設静岡会荒川寮においても、毎月一回一時間のペースで女性の健康を考える会が開かれている。このスケジュールによると、薬物依存者が当該更生保護施設に三か月間入所する場合、多くても三回、もしくは、一、二回の単発的な処遇を受けることになる。勿論、単発的であれ処遇が実施されることは、薬物依存者に薬物依存の問題を認識させる契機になったり、他の処遇プログラムの受講への橋渡しになったりする等の意義がある。ただ、この程度の処遇が、薬物依存からの回復にどれだけの効果を及ぼすかは疑問に思えるところであり、実際、処遇を受ける側と処遇を実施する側の両方から、そのような懸念が示されている。<sup>(26)</sup>

一方、近年、薬物依存の問題に対する処遇を重点的に行う施設として薬物処遇重点実施施設や自立更生促進センターが台頭し、一般の更生保護施設で実施されている薬物依存者に対する処遇の不備を補完する試みが行われている。例えば、薬物処遇重点実施施設である更生保護法人真哉会では、週一、二回の頻度で、S M A R P P - 16（物質使

用障害治療プログラム）を実施し、ダルクミーティングとNAミーティングをそれぞれ月一回行っている<sup>(27)</sup>。そして、北九州自立更生促進センターでは、三か月の入所期間の中でも入所した二週目から七週目にかけて、薬物依存からの回復訓練を重点的に実施している<sup>(28)</sup>。

ただ、薬物処遇重点実施施設や自立更生促進センターの施設数と、定員の数には限界があり、これらの施設での薬物依存回復訓練の密な処遇を受けられる薬物依存者も、少数に留まっている。もし、これら施設の数と収容人員を拡大するとしても、一般の更生保護施設と同じく、在所期間の短さによって生じる処遇の限界は、改善できないであろう。さらに、更生保護施設に在所する者が、処遇を拒否したり施設を勝手に退所したりすることに、何の規制も働かないため、施設側の備えている処遇プログラムを一通り終わらせることさえ難しい場合もある。要するに、現在の取組では、そもそも施設内での在所期間が短い問題や、対象者に処遇を施すための最小限の期間さえ確保し難いとの問題があるといえる。

### 3 フォローアップ支援の不在

更生保護施設において、社会内での処遇として薬物依存処遇を実施するとしても、更生保護施設の中での生活と、更生保護施設を出た後の生活は全く異なり、変わった環境で再び薬物を使用しないよう、継続した働きかけが必要である。更生保護施設は、刑事施設とは区別される社会内での処遇の場であるものの、犯罪者の処遇の専門家である職員と、犯罪者という共通点を抱える同僚とが一緒にいる特殊な生活を楽しむ場でもある。その更生保護施設を退所した後、急に自由の身になり我慢していた薬物に再び手を出したり、ちょっとした社会での挫折で、断薬の意思が弱まったりする危険は大きい。したがって、処遇対象者が更生保護施設を退所したとたん、薬物依存に関する処遇を終わらせることは望ましくない。

現在、一部の更生保護施設では、このような問題意識に基づき、フォローアップ支援の取組を始めている。例えば、更生保護法人真哉会では、退所した者に施設内で行っていた処遇を続けさせるため、一部交通費を支給する等の取組を設け、フォローアップ支援を試みている。にもかかわらず、実際、退所後に通所する者の数は、決して多くない。<sup>(29)</sup>

一方、比較的フォローアップ支援が充実していると思われる施設もある。更生保護施設『両全会』がその例であり、同施設では、認知行動療法による薬物離脱指導としてローズカフプロジェクトを実施している。<sup>(30)</sup>ローズカフプロジェクトは、処遇対象者が就労し自立しながら薬物離脱を図れるよう、一〇人の臨床心理士のチームと連携し、月に二、三回のペースでグループ方式のカウンセリングを実施することを内容とする。なお、同プロジェクトは、離脱指導期間を三年間と設定しており、両全会を退所した後も処遇対象者を通所させ、処遇を継続させている。<sup>(31)</sup>

後者の例のように、フォローアップ支援の充実を図るためには、まず、それを実施する更生保護施設がフォローアップ支援に必要な人的・物的力量を備える必要がある。ただ、更生保護施設だけに、そのすべての負担を抱えさせることは、現実的に難しいため、薬物依存自助グループや更生保護女性会、BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement) といった民間組織等の関係機関との連携を通じて、フォローアップ支援の充実を図ることが望ましい。もっとも、更生保護施設がフォローアップ支援を拡大実施するためには、処遇対象者にフォローアップ支援の必要性和重要性を理解させてもらうことが、第一のことであろう。更生保護施設で実施する処遇プログラムの中に、何故フォローアップ支援を受ける必要があるのか、フォローアップ支援の内容はどのように構成されているのかに関する内容を取り入れ、退所した後も引き続き、薬物依存に関する処遇及び支援を受けるよう、処遇対象者に促すべきである。

ところが、フォローアップ支援に関して、このような体制が整えられたとしても、更生保護施設等で処遇を受けることを拒否する者や、勝手に施設を退所する者がいる中で、フォローアップ支援まで処遇を続けさせることは、決し

て容易なことではない。特に、起訴猶予者の場合には、更生緊急保護を利用して更生保護施設等に入所したわけで、退所後のフォローアップ支援に何の法的根拠もなく、同支援の実施における限界はより大きい。

#### (四) 改善案

以上の問題点を踏まえ、今後、更生保護施設による薬物依存者に対する処遇の取組を充実・強化するため、求められる改善案を提案したい。

まず、薬物処遇の実施に際し、他の処遇・支援の実施との関係で生じる問題に関しては、処遇を実施する側と処遇を受ける側、両方に対する働きかけによって、解決を試みることができると思われる。前述したように、処遇の実施する側である更生保護施設は、住居支援及び就労支援の重点的实施により対象者を早く自立させるよりは、薬物依存者に対しては、薬物依存が再犯の要因になりかねない点を考慮し、薬物依存の問題に対する処遇を優先的に施すべきである。また、処遇の受ける側である対象者が、薬物依存の処遇に消極的に参加したり、処遇を拒否したりすることを未然に防ぐために、処遇の実施に先立って、処遇の重要性と必要性を対象者に理解してもらうための働きかけが求められる。

次に、処遇期間の短さと処遇の任意性による限界を解消するための方策として、各施設が実施する薬物依存処遇のプログラムを、現在より集中的に行うように調整することや、対象者が施設に入所する前の段階で、各施設が備えている薬物依存の処遇プログラムを受けることへの同意、その処遇プログラムの実施期間の間は退所しないことへの同意をもらうこと等が考えられる。

そして、フォローアップ支援の不在という問題に際しては、フォローアップ支援の実施及び拡大が求められる。フォローアップ支援の実施には、各施設に、職員数の拡大、予算の設定等による態勢作りが求められるが、これらの

負担を各施設に全部任せきりにすることはフォローアップ支援の実施を阻害する要因になりかねないため、補助金等による国からの支援が必要である。あるいは、現在ある資源を利用しフォローアップ支援の充実を図る方法として、関係機関と連携し、フォローアップ支援を実施することが考えられる。

ところで、これらの改善案は、現在の取組を大きく変えない範疇で実現できるものとして、その実現可能性は比較的高いと思われるものの、更生保護施設に入所した者に対する任意の処遇であるが故に持つ限界、すなわち、この取組に固有の限界を解決できない問題が残る。そこで、一定期間、更生保護施設で居住しながら、薬物依存に関する処遇を受けることを義務とする取組が考えられよう。薬物依存処遇を義務として課すことによつて、処遇対象者と更生保護施設の両方が、処遇の優先的实施への合意の下、処遇を実施することが可能になり、他の支援・処遇と薬物依存の実施において生じる問題の解決になるであろう。そして、薬物依存者としては、処遇への動機付けができる反面、処遇を実施する主体としては、義務として定められた期間の間は処遇実施の保証ができ、安定した処遇の実現に繋がるであろう。また、更生緊急保護の申し出を通じて更生保護施設へ入所し、処遇・支援が実施される現在の取組とは異なり、更生緊急保護を活用せず、更生保護施設への入所が可能になるため、フォローアップ支援と更生緊急保護を組み合わせた取組を設けることができると思われる。この取組は、フォローアップ支援の実現をより安定化させると同時に、フォローアップ支援を受ける側に対し、強い動機付けになると思われる。

ただ、ここで、考えないといけないのが、更生保護施設での薬物依存処遇を義務として課すところで、誰を、その対象にするかの問題である。先ず、その対象になる者として、起訴猶予者、保護観察付執行猶予者、仮釈放者、満期釈放者を想定することができよう。起訴猶予者の場合、①薬物への依存度が深刻でなく薬物専門家ではない更生保護施設の職員による処遇であるとしても、その処遇の効果が期待できる点、②完治のない薬物依存という疾患の特性上、まだ薬物使用の経験が浅いと思われる段階での処置が大変重要である点等に鑑みて、更生保護施設での薬物依存処遇

を義務とする対象として適切であると思われる。一方、保護観察付執行猶予者及び仮釈放者の場合は、保護観察所による処遇プログラムを受ける上で、敢えて、更生保護施設での処遇を義務化することの意味が乏しく、この取組の対象としては相応しくないとされる。そして、満期釈放者の場合は、刑の執行の後、また、処遇を受けることを義務にすることは、二重処罰の恐れがあり、望ましくないとされる。したがって、筆者は、薬物事犯の起訴猶予者を対象とし、更生保護施設での薬物依存処遇を受けることを義務と課す取組を、すなわち、更生保護施設での薬物依存処遇を条件とし起訴猶予処分にする取組を新たに設けるべきであると考ええる。

しかし、条件付起訴猶予制度と更生保護施設による薬物依存処遇を結びづけるためには、条件付起訴猶予制度とは何か、薬物事犯に対する条件付起訴猶予とは何かについての研究が前提にあるべきである。特に、条件付起訴猶予制度及び薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度を運用している外国の例は、参考に値すると思われる。したがって、以下では、章を改めて、条件付起訴猶予制度、さらに、薬物事犯に対する条件付起訴猶予を運用している韓国<sup>(32)</sup>の例を紹介し、更生保護施設での薬物依存処遇の取組を条件付起訴猶予制度と連結することによって期待できる効果を探るための題材にしたい。

### 三 韓国における薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度

#### (一) 条件付起訴猶予制度の概観

条件付起訴猶予とは、捜査の終結段階で検察官が被疑者に損害賠償、一定の地域での出入り禁止、又は受講命令の履行等、一定の義務、あるいは負担を課し、これらを履行することを条件として公訴提起を免ずる制度のことである<sup>(32)</sup>。

韓国は、一九五四年刑事訴訟法が制定されて以来、原則的に単純起訴猶予制度を堅持してきたものの、一九七八年少年犯に対する条件付起訴猶予を試験的に実施したことを皮切りにし、条件付起訴猶予制度を導入している。とりわけ、少年犯に対する条件付起訴猶予<sup>(33)</sup>、家庭暴力事犯に対する条件付起訴猶予<sup>(34)</sup>、児童虐待事犯に対する条件付起訴猶予<sup>(35)</sup>が、法律上の根拠に基づき、実施されている。一方、立法化はされていないものの、検察内部の事件処理指針等の規定によって実務上運用されている条件付起訴猶予制度も多々ある。買春をした者<sup>(36)</sup>（性購買者）、著作権法違反者<sup>(37)</sup>、賭博事犯、生計型犯罪者<sup>(38)</sup>、そして、薬物事犯に対する条件付起訴猶予が、その例に当たる。

本稿は、これらの条件付起訴猶予制度の中でも特に、薬物依存の問題を抱える者に対する条件付起訴猶予に焦点を当てているため、以下では、まず、韓国における薬物犯罪の状況を簡略ながら言及した上で、薬物犯罪への対応策として条件付起訴猶予がどのように活用されているかを確認する。

## (二) 薬物事犯に対する条件付起訴猶予

### 1 薬物犯罪の実態と検察の対応

韓国における薬物犯罪は、一年間に検挙される約一万人の薬物事犯者の中で、約八割が向精神薬関連の事件であり、かつ、向精神薬関連の事件の大多数が自己投薬の事件である<sup>(41)</sup>。すなわち、韓国における薬物犯罪の主な問題は、向精神薬の使用事犯への対策であり、覚せい剤使用事犯への対応が求められている日本の現状と類似する<sup>(42)</sup>。さらに、薬物犯罪の全体事犯の約四〇%弱が薬物事犯として立件された前科が一回以上ある者であり、薬物依存による再犯問題が喫緊の課題であるといえるが、この点においても、覚せい剤使用事犯の再犯状況が問題となっている日本の状況と共通する<sup>(44)</sup>。

薬物事犯への対応としては、起訴した上で刑罰を課すことが一般的であるといえるが、薬物依存の問題に応じた処

遇及び治療を用いる対策も充実している<sup>(45)</sup>。矯正施設内での処遇や保護観察による社会内での処遇は勿論、治療監護制度<sup>(46)</sup>及び治療保護制度を設けており、薬物事犯に対する治療及び処遇の取組を備えている。特に、後者の治療保護制度は、本人又はその保護者の申請による「治療」と、条件付起訴猶予の条件としての「治療」を内容としており、薬物依存のより早い段階に治療及び処遇を用いた介入を可能にしている。なお、検察は、この治療保護制度を活用した条件付起訴猶予の他に、教育履修を条件とする起訴猶予を設け、二つの条件付起訴猶予を用いて、薬物犯罪の問題に対応している。二〇一五年度現在、一万二五三四人の薬物事犯のうち二二四〇人が起訴猶予処分に処せられ、そのうち一七人が治療保護条件付起訴猶予、五〇三人が教育履修条件付起訴猶予の処分を受けている。

## 2 薬物事犯に対する治療保護・教育履修条件付起訴猶予

薬物事犯に対する条件付起訴猶予の類型として、治療保護条件付起訴猶予と教育履修条件付起訴猶予は、二〇一一年、大検察庁の定めた「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」<sup>(47)</sup>に沿って、運用されている<sup>(48)</sup>。

### (1) 対象者

治療保護・教育履修条件付起訴猶予は、薬物事犯の中でも、前歴・前科、犯行の動機、犯行後の状況等に関して検討を行った結果、同処分が必要であると認められる者に限定し行われる<sup>(49)</sup>。

まず、①最近五年以内に暴力（性暴力を含む）で実刑の宣告を受けた者、②最近五年以内に営利目的で麻薬類を供給して処罰された者、③最近五年以内に治療保護条件付起訴猶予の処分を受けた者、④麻薬類の製造又は密輸の前歴を持つ者、⑤麻薬類自己使用の前科が五犯以上の者、⑥当該事件の投薬後強盗、窃盗、暴力等の犯行に至った者は、治療保護・教育履修条件付起訴猶予の対象から排除される。

他の犯罪群と同じく前歴・前科が起訴処分を根拠付ける要素の一つになっているが、前科・前歴があるからといっ

て条件付起訴猶予の対象にならないことはない。したがって、累犯である場合、執行猶予中である場合、又は、受刑の経歴が三回以上である場合でも条件付起訴猶予処分の対象になる余地がある。

薬物への依存度とリハビリ可能性も、対象者選定において重要な要素になる。薬物への依存度は、薬物を使用し始めた年齢、薬物を使用した動機、当該事件で使用された薬物の種類をもって判断される。

さらに、対象者が身柄を確保されるに至った過程ないし経緯及び捜査への協力の程度も考慮される。ただし、これらの要素はあくまでも考慮要素であり、たとえ被疑者が捜査に積極的に協力した事実があるとしても、リハビリ可能性が低い者を条件付起訴猶予にすることはない。

## (2) 同意の手続

捜査により条件付起訴猶予の処分が適切であると判断された対象者は、担当検事との面談を経て、『治療保護・教育履修同意書』及び『治療保護誓約書』を提出せしめる（『治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針』第三条三項、第四条三項）。『治療保護誓約書』には、対象者に課せられる遵守事項が記されており、治療保護の対象者は、①再び麻薬類を使用することなく誠実に治療に臨み、治療保護機関に身柄を引き渡されて治療を受ける間は医師の指示及び治療プログラム、麻薬病棟の入院生活指針に従うこと、②医師の指示がある場合、退院日から一定期間（最大一年間）通院治療あるいは麻薬類再使用の可否に関する検査または相談を受けること、③正当な理由なく以上の事項を違反した場合には治療期間の延長や、事件の再起等の不利益処分を受けることになっても異議を唱えないことの三つの遵守事項が課せられる（同指針第三条四項）。一方、教育履修の対象者は、①教育履修条件付起訴猶予処分を受けた後、再び麻薬類を使用せず、決められた日時に教育機関に出頭し、担当者に申告すること、②教育を受ける間、担当者の指示及び教育・治療プログラム等の教育指針に沿い諸般の指示に従うこと、③教育期間中、勝手に住居地を移動しないこと。住居地を移動する場合、又は、一か月以上の期間、国内外を旅行する場合には教育機関の担当者に申告すること、

④ 正当な理由なく、以上の事項を違反した場合には教育期間の延長や、事件の再起等の不利益処分を受けることなく、なっても異議を唱えないこと、四つの遵守事項が課せられる（同指針第四条四項）。

(3) 教育及び治療保護の内容

教育履修条件付起訴猶予は、検事が韓国麻薬退治運動本部に教育依頼をすることにより、条件付起訴猶予処分者に対する教育が開始される。教育プログラムは、薬物濫用に対する理解、精神科薬物の種類と不作用、中毒に対する理解、事例を通じて見る医薬品誤用・濫用等で構成されており、三五時間に亘って行う<sup>(52)</sup>。そして、これらの教育プログラムが修了すると、韓国麻薬退治運動本部から該当検察庁へ教育結果の報告をする<sup>(54)</sup>。基本、定められた期間、教育プログラムに参加していたら、事件はそれで終決されることになるが、教育機関の指示に従わず教育が不可能になった場合、又は、再犯、所在不明、遵守事項の顕著な違反といった事由が発生した場合には、教育を打ち切り、事件を再起することもあり得る（同指針第九条）。

一方、治療保護条件付起訴猶予の場合、治療保護を開始した後、治療保護機関の長が、判別検査の結果、治療の状態、途中完治の事実等を保健福祉部長官、又は、市・道知事と担当検事へ報告する。特に、担当検事には月一回、対象者に関する治療経過及び遵守事項の違反可否等を通報するように奨励されている。もし、対象者が病院を無断で離脱した場合、凶器等で病院の職員を威嚇した場合、酒類又は麻薬類等を病室内に持ち込んだ場合、麻薬類を投薬した場合、又は、薬物検査で陽性の反応が出た場合、入院患者の間で暴力行為、又は、集団行動等をして人的・物的に被害が生じた場合、外来治療の際に検査を拒否したり担当医師の指示に従わなかったりした場合が生じたら、当該事実の通報を受けた検事が対象者の指導訪問、有線相談、又は、同規定第一八条<sup>(55)</sup>による退院及び外来治療中止等の適切な措置をとることになる。

治療保護は、原則、治療保護期間の終了または検察官の退院要請により終結される。ただし、治療保護機関の長が

治療保護期間を延長する必要があると判断した場合、治療保護期間が終了する一〇日前までに治療保護審査委員会にて、その事由及び延長期間を審議する（同規定第一六条一項）。治療保護期間は毎回二月の範囲内で延長できるが、総じて一二月を超えてはならない（同規定第一六条二項<sup>(56)</sup>）。

### 3 考 察

#### (1) 今後の課題

治療保護条件付起訴猶予に付された者が治療保護機関で治療を受けられる期間は基本二か月であり、この期間は必要に応じて二か月単位で最長一年まで延長することができる。しかし、実際、殆どの治療保護対象者が平均四〇日未満の短期の治療を受けるに留まっており、治療保護期間が延長されたケースは殆どない<sup>(57)</sup>。さらに、最近では、治療保護機関の中でも最大の病床数と実績を有する国立釜谷病院の治療保護に関する内部規定が改正され、治療保護期間が五週間に短縮された<sup>(58)</sup>。薬物の専門家は、現在の治療保護期間では治療の効果を期待することができず、医学的解毒期間を含め、治療保護期間を基本三か月以上六か月以下に調整する方が望ましいと主張しているが、それとは逆に、治療保護機関の内部規定であれ、治療保護期間が短縮されたことには、その改正の趣旨自体に疑問を呈さずにはいられない。

思うに、今の治療保護条件付起訴猶予による治療保護期間が、薬物依存からの回復に十分とはいえず、治療保護期間を拡大する必要がある。薬物中毒は長い治療期間を要する疾病であり、二か月という治療保護期間では、治療保護機関の備えている治療プログラムを正常に遂行することさえ難しいと思われる。それ故、基本治療保護期間を、薬物の専門家による助言に沿って、三か月以上六か月以下に変更すべきである。

一方、治療保護制度には、限定された治療保護期間を補完し、治療保護期間を超えた後も、対象者に治療を続けさ

せるため、事後管理に関する規定を設けている。治療保護期間の終了又は検事の退院要請によって、治療保護機関を退院した者は、退院日から一年間毎月、薬物再使用の検査又は相談を受けることができる（「麻薬類中毒者治療保護規定」第一八条二項）。ただ、この規定による事後管理は、対象者に強制するものではなく、あくまでも対象者の任意によるものである。それ故、事後管理の実績は、治療保護期間の延長と同じく、殆どないに等しい。しかし、薬物依存の治療は、治療保護機関への入院から、退院した後のアフターケアまでの一連の過程を前提とするものであり、事後管理のない治療に、その効果を期待することは難しいと思われる。それ故、事後管理の実施を向上させるための取組が求められる。治療保護機関又は検事は、事後管理が対象者を監視するための取組でなく、治療過程の一連として必要であることを理解させ、より多くの対象者が事後管理を申出るように積極的に促すべきである<sup>(60)</sup>。

## (2) 条件としての治療に関する適合性

ところで、条件とはいえ、治療を受けることを強制することが許されるのであろうか。裁判を通じて治療を強制することでもなく、検察が治療を義務化することができるのであろうか。

残念ながら、韓国では、薬物事犯に対する条件付起訴猶予制度の必要性を訴える論文はあるものの、同制度の導入を反対する論文は見当たらず、同制度が治療を条件としていることについて疑問を呈する見解も同じであった。ただ、近年、治療命令制度の立法過程で行われた議論で、治療を条件とする起訴猶予に関する議論が含まれており、参考値すると思われ、以下で若干紹介する。

治療命令制度は、禁錮以上の刑に当たる罪を犯した酒酔い・精神障がい者で、再犯の可能性が認められる場合、通院治療を受けさせることを内容とするものである<sup>(61)</sup>。治療命令制度の導入を内容とする「治療監護法」の改正案が出された当初は、この治療命令を条件付起訴猶予として運用することが想定されていたが、後ほどの改正案の審査過程で、治療命令条件付起訴猶予の可否が議論の柱になり、結局、検察による治療命令条件付起訴猶予を除き、裁判所による

治療命令の宣告猶予と、執行猶予だけが治療命令制度として立法化された。治療命令条件付起訴猶予の立法化を阻止したのは、①治療命令が有する保安処分的性格に鑑みて、裁判を経ない者に対する処分として適切でない、②治療命令条件付起訴猶予に同意を前提とする仕組みを設けたとしても、同意の任意性が害される恐れが高い等の意見であった。<sup>(62)</sup>しかし、「児童虐待犯罪等の処罰に関する法律」の制定によって、すでに、治療条件付起訴猶予の制度が立法化されており、薬物事犯に対する治療条件付起訴猶予の存否に関しても、特に否定する動きはないため、韓国では治療条件付起訴猶予に関して広い合意があると見られる。

筆者は、治療が必要な者に、治療を受けさせる条件付起訴猶予制度の必要性に大変共感する。しかし、それと同時に、有罪認定はおろか、起訴さえされていない者に、国家機関が治療を強制する形になることを懸念する見解も理解しているつもりである。治療が、対象者の利益に沿った措置であるとしても、その者の身体に多大な侵害を及ぼしかねない行為であることは自明であり、治療に対する同意は透明に行われるべきである。では、治療への同意の任意性を確保するためにどのような方法が考えられるか。まず、弁護士による援助が考えられる。<sup>(63)</sup>被疑者と弁護士とが十分な協議を経てから、治療条件付起訴猶予に同意することで、その同意の任意性を実質的に確保することができるであろう。さらに、同意をした後に、その同意を撤回することができ、途中で同意を撤回したところで不利益な措置に繋がらないことを保証することも、同意の任意性を確保するため、必要であると思われる。

#### 四 更生保護施設による薬物依存処遇条件付起訴猶予制度の提案

本稿(三)・(四)では、現在、更生保護施設で行っている薬物依存者に対する処遇には、限界として捉えるいくつかの点があることを確認し、その改善案を提案した。そして、改善案の一つとして、更生保護施設での処遇を受けることを

義務化する取組を提案しながら、条件付起訴猶予制度を通して薬物事犯に教育・治療の取組を行っている韓国の例を紹介し、新たな取組への参考とした。

その結果、筆者は、薬物依存者に対する更生保護施設による処遇の充実・強化を図るための取組として、薬物事犯の初犯であり、依存度が弱いと思われる者を対象として、一定期間更生保護施設での処遇を受けることを条件とする起訴猶予処分を提案するものである。

条件付起訴猶予制度は、裁判や刑罰によって付けられる犯罪者というラベリングを回避できる処分であり、犯罪者がまだ社会との繋がりがあろうちに刑事手続から離脱させることで、その者の社会復帰を容易にさせる効果がある。<sup>(64)</sup>

また、薬物事犯以外の被害者のいる刑事事件においては、条件として被害者への謝罪、または、損害の回復を付することができるとし、一般的刑事手続で生じ得る二次被害者化を防ぐことができるため、被害者保護の観点からも意義のある制度である。<sup>(65)</sup> さらに、単純起訴猶予の事案の中では、犯罪の原因が解消されず再犯の危険が残ったまま、社会に戻り、結果的に再犯に至ったケースが少なくないが、<sup>(66)</sup>このような問題への対策として条件付起訴猶予は、単に犯罪者を刑事手続から外すのではなく、犯罪者が改善更生及び社会復帰への意欲を持つように、直接・間接的に働きかけを行うことで、再犯防止の効果がある。<sup>(67)</sup>

被害者への損害回復以外の前記の条件付起訴猶予制度の特徴は、当然、更生保護施設による薬物依存処遇を条件とする起訴猶予制度においても、共通に期待できるものである。しかし、これらの特徴の他にも、更生保護施設による薬物依存処遇の条件付起訴猶予制度には、同制度固有の効果が期待できる。それは、現在、更生保護施設が抱えている薬物事犯に対する処遇上の課題を解決できる一案としての効果のことである。

具体的にいえば、まず、処遇プログラムの受講を義務付けることによって、就労支援を理由に処遇を受けることを放棄する不祥事を防ぐことができる。また、処遇プログラムの受講を条件とする際、その処遇期間も併せて定めるた

め、安定した処遇期間の確保ができると同時に、現在の短い処遇期間より長い処遇期間の設定によって、処遇期間の延長を図ることもできる。フォローアップ支援に関しては、条件付起訴猶予制度を導入することによって、フォローアップ支援を更生緊急保護の申出に基づき実施する構造を立てることができ、法的根拠に依って、より充実したフォローアップ支援の実施が見込まれる。なお、更生緊急保護を活用することによって、フォローアップ支援を受けられることが、フォローアップ支援を申し出る側としても、交通費等の金銭的負担が解消され、今より多くの人がフォローアップ支援を志願することも期待できる。

一方、更生保護施設による薬物依存処遇を条件とする起訴猶予制度を設けるに先立って、条件付起訴猶予制度に対する評価だけでなく、批判も考慮しなければならない。したがって、最後に、条件付起訴猶予制度に対する主な批判を整理し、筆者の反論を加え、議論をまとめることにする。

まず、裁判による有罪認定無しに、被疑者に刑罰類似の処分を課すことを問題視しながら、条件付起訴猶予が事実上、有罪を前提として事件を処理し、被疑者の自由又は財産を制限する義務を負担させているため、無罪推定の法理に反するという批判がある<sup>(88)</sup>。

しかし、適正手続の法理に整合しないとの批判は、立法的対応をもって十分回避できると思われ、条件付起訴猶予制度の法律上の根拠を持つている韓国の例を参考に、今後日本で条件付起訴猶予制度を導入する際、法律上の根拠を基にすべきであろう。それに、韓国の条件付起訴猶予制度は、事実認定で争いがなく、被疑者の同意のある事案を対象事件としているが、今後日本で条件付起訴猶予制度を設ける際、このように対象事件を限定することによって、無罪推定の法理に反するとの批判を回避できると思われる。

ただ、ここでの被疑者による同意につき問題を提起する見解もある。条件付起訴猶予の処分に同意しなかった場合、起訴されることを恐れ、条件付起訴猶予に同意する場合があるとして、その同意の任意性を疑う見解である<sup>(89)</sup>。確かに、

被疑者が条件付起訴猶予に同意をする際、心理強制が全く働かないとは断言できない。しかし、検察の意図とは無関係に生じる心理強制を理由として、条件付起訴猶予における同意の任意性を否定することは、やや過ぎた解釈ではなからうか。<sup>(70)</sup> もっとも、同批判は検察が被疑者に同意を強制する場合を想定した見解であるが、被疑者に同意を強制してまで条件付起訴猶予処分にすることに、検察として得られる利益は何一つなく、根拠の乏しい恐れに過ぎないと思われる。<sup>(71)</sup>

最後に、被疑者に対する調査が探求的な情状調査により、糾問的且つ長期的な捜査が行われる可能性があるが故に、被疑者の人権を損なう恐れを含むとの批判がある。<sup>(72)</sup> しかし、被疑者に対する詳細な調査は、その者に最も適切な処分及び必要な支援を実施する上で不可避的であり、韓国はすでに、調査の主体、方法、範囲等を明確にした「決定前調査制度」<sup>(73)</sup> を設け、この批判で恐れている問題を未然に防いでいる。したがって、今後日本で条件付起訴猶予制度を設ける際、決定前調査制度のような取組を一緒に設けることが求められる。

〔付記〕 本論文は平成二九年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムの助成を受けたものである。

- (1) 法務省法務総合研究所編『平成二八年版犯罪白書』一五〇―一五六頁参照。警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課『平成二七年における薬物・銃器情勢』(二〇一六)五頁。
- (2) 太田達也「条件付起訴猶予に関する一考察」井田良ほか編『椎橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学(下巻)』(信山社)二〇一六―二八八―二八九頁。
- (3) 法務省法務総合研究所編・前掲注(1)一五〇―一五六頁参照。
- (4) 平成二五年八月薬物乱用対策推進会議『第四次薬物乱用防止五か年戦略』(二〇一三)二頁。
- (5) 入口支援とは、高齢者又は、障がい有する者等福祉的支援が必要であると判断される被疑者・被告人に、福祉的措置を講ずる試みである(吉開多一「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第

七号(二〇一四)七八頁、朴珠熙「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——入口支援の実施を踏まえて」法学政治学論究第一二二号(二〇一七)二七五頁参照)。

- (6) 継続保護事業の対象は、保護観察に付されている者、懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わる、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者、罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者、労役場から出場し、又は仮出場を許された者、訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者、少年院から退院し、又は仮退院を許された者、婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者、国際受刑者移送法(平成一四年法律第六六号)第一六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは同法第二五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は同法第二一条の規定により適用される刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一三一号)第四八〇条若しくは第四八二条の規定によりその執行を停止されている者である(「更生保護事業法」第二條第二項を参照)。

- (7) 「更生保護事業法」・前掲注(6)第二條第二項及び第七項を参照。

- (8) 松本勝『更生保護入門第四版』成文堂(二〇一五)一五〇頁。朴・前掲注(5)二八三―二八七頁。

- (9) 大原美知子「女子薬物事犯者の更生への新たな試み——更生保護施設「静脩会荒川寮」の取組から」更生保護第五四巻第一号(二〇〇三)三〇―三二頁。

- (10) 加藤吉宏「薬物依存(ドラッグアディクション)からの離脱——この困難な課題にNAMIミーティングを活用して」更生保護第六二巻第七号(二〇一)三八―四一頁。

- (11) 柏木範毅「薬物処遇重点実施更生保護施設での処遇について」更生保護第六六巻第二号(二〇一五)四〇頁。

- (12) 法務省HP・<http://www.moj.go.jp/content/000125581.pdf>(二〇一七年六月一五日最終閲覧)。

- (13) ひろは時論「薬物事犯者に対する処遇——シームレスな指導と支援のために」法律のひろば第六九巻第二号(二〇一六)二頁。

- (14) ダルク(DARC-Drug Addiction Rehabilitation center)は、薬物依存症者専門のリハビリテーション施設である。薬物依存症者の民間自助団体の一つであり、薬物依存症から回復した者がスタッフとして運営側に携わっている面に、その特徴がある。一九八五年、東京に初めて開設されて以来、二〇〇〇年頃全国的に発展し、現在は全国五〇か所以上のダルクが開

- 設・運営されている。ただ、同じダルクであっても、運営主体、実施するプログラムの内容、関係機関との連携方法等のすべてが、施設によって異なる（緒方あゆみ「薬物犯罪者の処遇に関する一考察」明治学院大学法学研究第八六号（二〇〇九）二二五頁。栗坪千明「報告三——回復支援施設における「刑の一部執行猶予制度」利用者の受入れについて」更生保護学研究第八号（二〇一六）一〇二頁。
- (15) 柏木・前掲注（11）四〇―四二頁。角谷奏子「報告二——薬物処遇重点実施施設として」更生保護学研究第八号（二〇一六）一〇一頁。
- (16) 平成二六年三月総務省行政評価局『刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書』（二〇一四）六六―六七頁。
- (17) 沼田町就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町に位置しており、少年院を仮退院した二六歳までの男子少年二人を定員としている。入所した者に約一年間農業訓練を実施するほか、金銭管理セッションと再非行防止セッション等で構成されている自立支援プログラムを指導する（松岡千恵「自立更生促進センターの現在」刑政第一二六巻第一〇号（二〇一五）六〇頁、一般社団法人よりそいネットおおさか『更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者の実態に関する調査報告書』（二〇一五）六八―七二頁。
- (18) 茨城就業支援センターは、平成二二年、茨城県ひたちなか市に開所しており、農業訓練を受けて自立する意欲のある仮釈放者等の成人男子を受け入れている。入所者は、約六か月の入所期間に、県内の農業経営者が運営する農場で農業訓練を受けることになる（松岡・前掲注（17）六一頁。法務省H.P. [http://www.moj.go.jp/hogol/sounu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogol/sounu/hogo_hogo19.html)（二〇一七年六月一五日最終閲覧）。
- (19) 福島自立更生促進センターは、福島県福島市に所在しており、成人男子で仮釈放された者を主に収容している。同自立更生促進センターは、平成二六年度から、窃盗事犯の再犯を防止するための処遇プログラムの実施している（松岡・前掲注（17）六二頁。一般社団法人よりそいネットおおさか・前掲注（17）八五―八七頁。
- (20) 更生緊急保護とは、刑事上の手続又は、保護処分による拘束を解かれた後、親族からの援助、若しくは、公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けられない場合、又は、これらの援助又は、保護のみによって改善更生が期待できない場合に、更生緊急保護を申し出て、保護観察所から承認された者に一定の期間、一時保護、又は、継続保護を施す制度である（詳しくは、「更生保護法」第八十五条（更生緊急保護）以下を参照）。

- (21) 平成二二年四月二六日付法務省保護第二一三号保護局長通達「自立更生促進センターにおける処遇等について」を参照。
- (22) 松岡・前掲注(17) 六二一六三頁、山口範之「北九州自立更生促進センター——センターでの生活と規則等について」更生保護学研究第八号(二〇一六) 九九頁。
- (23) 北九州自立更生促進センター「北九州自立更生促進センターにおける薬物依存回復訓練」更生保護第六六卷第一二号(二〇一五) 四四一四五頁。
- (24) 同センターでは、対象者を回復訓練に専念させるため、回復訓練期間中には、就労を認めない。それ故、この事例の対象者は、早く就労するため、回復訓練を終わらせたかったと思われる(北九州自立更生促進センター・前掲注(23) 四六一四七頁参照)。
- (25) 平成二七年度における更生保護施設退所者の更生保護施設における在所期間を見ると、三か月以上六か月未満である者が全体の三四・七%として最も多く、次いで、三三・二%の者が一か月以上三か月未満で退所していた(法務省法務総合研究所編・前掲注(1) 八一頁)。
- (26) 加藤・前掲注(10) 四〇一四一頁。大原・前掲注(9) 三四頁。
- (27) 角谷・前掲注(15) 一〇一頁。
- (28) 山口・前掲注(22) 九九頁。
- (29) 角谷・前掲注(15) 一〇一頁。
- (30) 更生保護施設両全会は、女性更生保護施設であり、薬物処遇重点実施施設として指定されている。毎年、検挙される女子犯罪者の中には、窃盗事犯が最も多く、その次が覚せい剤取締法違反であり、この両罪種を合わせた人員が女子犯罪者の約八割を占めており、よって、女性更生保護施設である両全会に在所する者の中には、薬物依存者の割合が高くなっていた(佐伯仁志他「座談会(刑事政策研究会(Number07)) 社会内処遇」論究ジュリスト二〇一三年春号(二〇一三) 一九七頁の小畑発言を参照)。
- (31) 小畑輝海「女性更生保護施設「両全会」における出所者等の社会復帰支援の現状と課題」法律のひろば第六六卷第八号(二〇一三) 四六頁。
- (32) 이진국 「조건부기소유예의 도입에 관한 검토」형사정책연구 제15권 제1호 (二〇〇四) 63쪽. 박해진 「현행 조건부기소유예의 현황및 개선방안」안암법학 43권 (二〇一四) 556 쪽.

- (33) 「少年法」第四九条の三（条件付起訴猶予） 検察官は被疑者に次の各号に該当する善導等を受けさせ、被疑事件に対する公訴を提起しないことができる。この場合、少年と少年の親権者・後見人等法定代理人の同意を受け取らなければならない。
- ①犯罪予防志願防止委員の善導、②少年の善導・教育と関連する団体・施設での相談・教育・活動等。
- 「保護観察等に関する法律」第十五条（保護観察所の管掌事務） 三 検事が保護観察官によって善導を行うことを条件とし、公訴提起を猶予し、委託した善導業務。
- (34) 「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第九条の二（相談条件付起訴猶予） 検察官は家庭暴力事件を捜査した結果行為者の性行矯正の為に必要であると認められる場合には相談条件付起訴猶予にすることができる。
- (35) 「児童虐待犯罪処罰等に関する特例法」第二六条（条件付起訴猶予） 検察官は児童虐待犯罪を捜査した結果、次の各事由を考慮し必要であると認められる場合には児童虐待行為者に相談、治療、又は教育を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。①事件の性質・動機及び結果、②児童虐待行為者と被害児童との関係、③児童虐待行為者の性行及び改善可能性、④元家庭保護の必要性、⑤被害児童又はその法定代理人の意思。
- (36) 二〇〇五年七月に、検察庁と法務部が「性購買者再犯防止のための教育実施方案及び性売買あっせん等処理指針」及び、「起訴猶予処分に処された性購買者に対する教育実施の計画」を定め、同年八月から、全国一四か所の保護観察所をしてジョンスクールプログラムを実施している。
- (37) 軽微な著作権侵害事犯の中の青少年を対象とする教育条件付起訴猶予では、著作権委員会で行う著作権教育を履修することを条件としている。
- (38) 賭博事犯に対する条件付起訴猶予は、賭博が犯罪でありながら治療が必要な中毒症状であることを認識させ、処罰だけではなく積極的な教育と相談を並行して行うことが再犯防止に効果的であるという期待から始まった。初犯である場合には一回八時間の再犯防止教育を受けることを条件とし、常習性が認められる再犯以上の対象者の場合には三か月間の相談治療を受けることを条件としている（*마해진·前掲注*（32）565・566号）。
- (39) 罪名を問わず、犯行が生計と関連する場合、被疑者に職業訓練を受けさせることを条件として起訴猶予処分にすることを言う。検察官が起訴猶予処分対象者から「職業訓練同意書」を受け取って、それを「職業訓練依頼書」と共に該当の地方労働庁（雇用支援センター）に送付すると、地方労働庁は相談を通じて適切な訓練過程を選別し、求職登録、訓練機関斡旋等の必要な諸般措置をとる（*마해진·前掲注*（32）569・570号）。

(40) 「麻薬類管理に関する法律」第二条第三項に定められている「向精神性医薬品」とは、人間の中枢神経系に作用する物としてこれを誤用又は濫用する場合人体に深刻な危害を及ぼすと認められ、次の各目のいずれかに該当する大統領令で定められている物をいう。①誤用又は濫用する恐れが大きく、医療用としては用いられておらず、安全性が欠如している物であって、これを誤用又は濫用した場合に、酷い身体的又は精神的依存性を起こす薬物又はこれを含有する物質。②誤用又は濫用する恐れが大きく、限定的に医療用として用いられている物であって、これを誤用又は濫用した場合酷い身体的又は精神的依存性を起こす薬物又はこれを含有する物質。③①と②に規定された物より誤用又は濫用する恐れが相対的に低く、医療用に用いられている物であって、これを誤用又は濫用した場合に、あまり酷くない身体的依存性を起こすあるいは、酷い精神的依存性を起こす薬物又はこれを含有する物質。④③に規定された物より誤用又は濫用する恐れが相対的に低く、医療用として使われる物としてこれを誤用又は濫用する場合③に規定された物より身体的又は精神的依存性を起こす恐れの高い薬物又はこれを含有する物質。⑤①から④に列挙されている物を含有する混合物質又は混合製剤。ただし、他の薬物又は物質と混合され①から④まで列挙された物を再び製造又は製剤できず、それによって身体的又は精神的依存性を起こさない総理令に定められた物は除外する。

(41) 二〇一五年全体薬物事犯は、一万一九一六人であったが、そのうち、向精神薬事犯が九六二四人で八〇・七%に達していた。さらに、向精神薬事犯の中でも、使用事犯が五四五九人、所持事犯が五二一人として、向精神薬の所持・使用事犯が薬物事犯で占める割合は結構大きい(대검찰청『2015년 도마약류범죄백서』(二〇一六) 97-99쪽)。

(42) 平成二十七年、覚せい剤取締法違反で検挙された一万一〇二人のうち、覚せい剤の所持で検挙された者が三四五四人、使用事犯として検挙された者は六四六八人で、覚せい剤の所持・使用事犯が全体の約九割を占めている(法務省法務総合研究所編・前掲注(1) 一五一頁参照)。

(43) 二〇一五年現在、薬物犯罪の再犯率は三七・六%であり、特に向精神薬事犯の再犯率は四一・五%である(대검찰청・前掲注(41) 195쪽)。

(44) 近年、覚せい剤取締法違反の検挙人員のうち、以前覚せい剤取締法違反で検挙されたことがある人員の割合が上昇傾向にあり、平成二十七年現在、六五・四%に達している。さらに、覚せい剤取締法違反の出所受刑者の五年以内の再入率が四九・四%であるが、窃盗、傷害・暴行の場合がそれぞれ、四五・七%、三六・一%であることを鑑みれば、他の犯罪群の間でも、覚せい剤取締法の再犯の問題が断然深刻であることがわかるであろう(法務省法務総合研究所編・前掲注(1) 二〇九、二

二五頁参照)。

(45) ただ、他の犯罪と同様に、薬物犯罪への対策の基本は、依然として刑罰である。実際、二〇一五年の検察の起訴猶予率は一七・九%である一方、公判請求率が四〇・一%であり、検察に送致された事件の半分近くが裁判を経て有罪判決を受けている。薬物事犯に対するこのような検察の対応は、薬物事犯の類型(供給又は使用)を画一的に犯罪として規定した立法政策により、薬物事犯及び中毒者の特性を考慮せず、一般刑事訴訟法の手続に沿って処理した結果であると分析される(전영실 외 17명 『2014 한국의 범죄현상과 형사정책』 한국형사정책연구원 (二〇一四) 34-35쪽, 김은경 『마약류 사용사범에 대한 형사절차상 치료적 개입방안』 한국형사정책연구원 (二〇〇五) 46-47쪽)。

(46) 治療監護制度は、裁判段階の強制治療制度である。麻薬・向精神性医薬品・大麻、その他を濫用し中毒性が認められる禁錮以上の刑に値する者を、検察官による治療監護の請求または、裁判官の判決に依拠し国立法務病院治療監護所に收容し治療のための措置を講ずることを内容としている(「治療監護等に関する法律」第二条(治療監護対象者)、第四条(検事の治療監護請求)、第六条(治療監護令状)、第十六条(治療監護の内容)参照)。

(47) 「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」は、二〇一一年九月一日付けで制定された。その後、二〇一四年三月二八日及び同年一〇月一三日の二回にわたり改正された。

(48) 「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」第一条(目的) 本指針は、麻薬類使用事犯に対する客観的な基準と適法的な手続による起訴猶予処分と共に政府指定治療機関及び韓国麻薬退治運動本部に治療保護または教育を依頼することにより効果的な治療リハビリ制度を定着させ、これを通じて麻薬類事犯の社会復帰を図り、再犯を防止して麻薬類犯罪の減少を目的とする。

(49) 主任検事は、「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」の別紙第一号の「治療保護・教育依頼対象者選定チェックリスト」書式を評価の基準とし、被疑者の治療保護・教育履修条件付起訴猶予処分の可否を決定する(「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」・前掲注(48) 第三条)。

(50) ただし、単純に自分が使用する目的で少量を密輸した者は条件付起訴猶予の対象者として考慮されうる(「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」・前掲注(48) 参照)。

(51) 治療保護機関とは、保健福祉部長官または特別市長、広域市長、道知事により麻薬中毒者の判別及び治療保護の為に設置または指定され、「麻薬類管理に関する法律」第四〇条及び「麻薬類中毒者治療保護規定」第三条に規定された機関のこと

を指す（「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」、前掲注（48）第二条二項前段）。

- (52) 麻薬類の弊害に対する国民への広報・啓蒙及び教育事業、麻薬類中毒者の社会復帰のための社会福祉事業、その他、食品医薬品安全署長が必要であると認めた不法麻薬類及び薬物の誤用・乱用の退治と関連する事業を遂行する主体として、韓国麻薬退治運動本部を設立することを「麻薬類管理に関する法律」第五条の二にて定めている。

- (53) 박해진・前掲注（32） 565쪽.

- (54) 이범진외 4명『마약류 중독자 관리제도 개선방안 연구』한국마약퇴치운동본부（二〇一四）50-51쪽.

- (55) 「麻薬類中毒者治療保護規定」第一条（退院措置）①保健福祉部長官、市・道知事又は治療保護機関の長は、治療保護機関に入院した者が次の各号のある一つに該当する場合には直ちに退院措置をとるべきである。この場合、治療保護機関の長はその治療保護機関を管轄する保健福祉部長官又は市・道知事にその事実を報告し、報告を受けた市・道知事はすぐにそのことを保健福祉部長官に知らせるべきである。1. 判別検査結果、中毒者でないことが判明した場合、2. 治療保護の期間が終わった場合、3. 第十七条第一項後段によって報告を受けた場合、4. 検察官が退院を要請した場合。

- (56) 治療保護の期間が延長される場合においても、最初の入院と同じく、本人、保護者、関係機関への通報が行われる。

- (57) 治療保護期間の延長が行われていない理由として資源の限界、治療保護の延長に対する刑事司法関係者らの認識不足、そして捜査上起訴猶予制度を便宜的に活用する慣行が挙げられている（박성수「마약류 중독자의 치료보조제도 개선방안」교정연구 제51호（二〇一一）210쪽）。また、条件付起訴猶予による入院を、刑事処罰、強制収容の一種として認識する対象者が多いことも、治療保護期間の延長に繋がらない理由として挙げられる（신의기외 2명『마약류 중독자의 치료재활 효율화 방안 연구』한국형사정책연구원（二〇〇三）242쪽）。

- (58) 検事が治療保護期間を決めて治療保護を依頼した場合には、それに従うことが原則であるが、検事が治療保護期間を明示しなかった場合には、五週とする（国立釜谷病院麻薬類中毒者治療保護規定」第四条二項参照）。

- (59) 이철희「마약류 남용자 치료·재활 정책에 대한 정책수행자와 마약류 남용자의 인식에 관한 연구」.. Q. 방법론의 활용」동의대학교 박사학위논문（二〇一〇）87쪽. 황만성외 1명『마약류 사범 치료재활을 위한 형사사법체계와 보건의료체계의 협력 활성화 방안』한국형사정책연구원（二〇〇五）80쪽.

- (60) 박성수・前掲注（57） 210쪽.

- (61) 「治療監護等に関する法律」第二条の三（治療命令対象者）この法律でいう「治療命令対象者」とは、次の各号の何に該

当する者として通院治療を受ける必要があり、再犯の危険性を有する者である。1. 「刑法」第一〇条第二項により減刑される心身障害者として禁錮以上の刑に該当する罪を犯した者、2. アルコールを飲食する習慣があるか、それに中毒された者として禁錮以上の刑に該当する罪を犯した者。

(62) 趙均錫「韓国における条件付き起訴猶予の運用実態と改善方策」井田良ほか編『権橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学（下巻）』信山社（二〇一六）六四八―六四九頁。法制審査委員会會議録（法制審査第一小委員会第三三二回（二〇一五年五月二四日）、第三三五回（二〇一五年七月一六日）、第三三七回（二〇一五年一月二〇日））参照。

(63) 葛野尊之「檢察官の起訴裁量権と再犯防止措置」法律時報第八九卷第四号（二〇一七）一六一―一七頁参照。

(64) 허일래「조전부기소유예제도에 관한 연구」전북대학교 법학연구 통권 제 33집（二〇一一）24쪽. 太田・前掲注（2）二六九頁。

(65) 二次被害者化とは、犯罪の被害者が公判手続を経験する際、精神的苦痛等を被ることをいう（이진규・前掲注（32）75―76쪽）。

(66) 太田達也「起訴猶予と再犯防止措置——積極的活用と条件付き起訴猶予の導入に向けて」法律時報第八九卷第四号（二〇一七）六頁。

(67) 被疑者に対して、威嚇的な警告としての性格を持つ措置である負担事項を課することにより、国が彼らに対する規制を放棄しないし放置したのではないということを見せると同時に将来の規範遵守を担保する。

(68) 韓国の現行憲法及び刑事訴訟法では無罪推定の原則が規定されており、裁判所による判決の前に他の国家机关が行為者の責任を認めるのを硬く禁じている（이진규・前掲注（32）81쪽. 허일래・前掲注（64）17쪽）。

「韓国憲法」第二十七条（刑事被告人の無罪推定等）④刑事被告人は有罪の判決が確定するまでは無罪と推定される。

(69) 土井政和「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題（刑事司法と福祉の在り方——犯罪行為者の社会復帰支援の現状と課題）」犯罪社会学研究第三九号（二〇一四）七七頁。

(70) 例えば、反則者が通告を受け、反則金を納付する交通反則通告制度や国税犯則取締法の通告処分制度においても、反則金を納付しなければ、起訴されるかもしれないという心理的強制力が潜在している。しかし、この心理的強制力によって本人の任意性が阻害されたと批判されたことはない（太田・前掲注（2）二七四―二七五頁参照、朴・前掲注（5）二八一―二

八二頁)。

(71) 趙・前掲注(62) 六四七頁。

(72) 土井・前掲注(69) 七四一七六頁。

(73) 韓国では、少年犯の条件付起訴猶予制度の導入に伴い、檢察官の決定前調査制度も設けている。檢察官が少年事件を保護事件として処理するか、もしくは刑事事件として処理するかの手続を決定する先議権を行使するために、要保護性の判断資料及びダイバージョンの決定のための判断資料、公訴提起のための判断資料の収集・提供を専門調査機関に依頼する制度である(이춘화 「소년형사사건 처리절차의 문제점과 개선방안」·낙인효과와 개선을 중심으로」한양법학 제29집 (二〇一〇) 64쪽)。

朴 珠熙 (パク ジュヒ)

所属・現職

最終学歴

所属学会

専攻領域

主要著作

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

日本刑法学会、日本刑事政策研究会

刑事政策

「日韓における檢察段階での介入型ダイバージョンに関する考察——韓

国の条件付き起訴猶予制度を中心に」(修士論文)

「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——入口支援の

実施を踏まえて」『法学政治学論究』第一二二号(二〇一七年)

「社会的企業を活用した更生保護施設の就労支援——韓国における社会的企業の育成と更生保護施設との連携を契機として」『法学政治学論究』第一一三号(二〇一七年)